

奈良工業高等専門学校総務委員会規程

平成 31 年 3 月 7 日制定

令和 7 年 12 月 11 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の総務委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 将来構想及び中期計画に関すること。
- 二 外部評価に係る調査、対応並びに実施基準の策定及び報告書の作成に関すること。
- 三 本校が自ら行う点検及び評価に関すること。
- 四 運営諮詢会に関すること。
- 五 情報公開に関すること。
- 六 法人文書の管理に関すること。
- 七 本委員会の所掌事項に係る点検・評価及び改善に関すること。
- 八 奈良工業高等専門学校広報センター規程（平成 30 年 3 月 27 日制定）第 3 条に規定する事項
- 九 その他校長が指定した事項

(委員会組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（総務・広報担当）
- 二 副委員長
- 三 広報センター長
- 四 一般教科及び専門各学科主任
- 五 各課長
- 六 総務係長
- 七 その他第一号、第二号及び第五号の者が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第一号に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、専任教員から委員長が指名する。
- 5 副委員長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会)

第5条 委員会の下に、第2条各号に掲げた事項について、特定の事項を調査・検討するため、部会を設置することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校点検・評価委員会規程（平成5年4月1日制定）、奈良工業高等専門学校将来計画委員会規程（平成16年4月1日制定）及び奈良工業高等専門学校広報センター運営委員会規程（平成30年3月27日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月11日から施行する。